

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第113号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「院長」を「センター長」に改め、同条第4項中「副院長」を「副センター長」に改める。

第2条第1項中「院長」を「センター長」に改め、同条第2項中「副院長」を「副センター長」に、「院長」を「センター長」に改める。

第3条第1項本文中「院長」を「センター長」に、「副院長」を「副センター長」に改め、同項ただし書中「副院長」を「副センター長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)